## 平成28年度介護付有料老人ホーム事業者募集要項

介護付有料老人ホームを設置運営する事業者を次のとおり募集します。なお、サービス付き高齢者向け 住宅で特定施設入居者生活介護の指定を受けようとするものを含みます。

### 1 当該募集に係る主な流れ(予定)

- (1) 募集要項の配布平成28年10月7日(金)から平成28年11月30日(水)
- (2) 応募書類提出期間平成28年11月18日(金)から平成28年11月30日(水)
- (3) 事業内容ヒアリング 平成 28 年 1 月頃
- (4) 指定候補事業者決定 平成28年3月下旬頃

## 2 応募資格

応募書類の提出締切日(平成28年11月30日)において、次のいずれにも該当すること。また、選考中においても重大な法令等の違反が発覚した際には、選考の対象としない場合があります。

- (1) 次のいずれかに該当する法人であること。
  - ① 神戸市内に本社・支社・営業所・事業所を有している。
  - ② 高齢者医療、看護、介護に関する事業の経験を有している。
- (2) 有料老人ホームの経営について知識・経験を有すると共に、高齢者の介護について豊富な知識・経験を有する役員を有すること。
- (3) 過去5年の間に役員の中に破産手続開始決定を受けて復権を得ないもの、又は禁固以上の刑に処 された者がいないこと。
- (4) 直近1年間の所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法または民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- (6) 介護保険法上の勧告を受け、さらに当該勧告に係る事業者が取るべき措置について命令を受けている場合、所管庁への当該命令に対する改善報告が完了していること。
- (7) 介護保険法の指定の効力の一部もしくは全部停止の処分を受けた場合、処分期間を経過し、終了していること。
- (8) 過去5年の間に、神戸市内外を問わず介護保険施設等(後記枠内)の整備について重大な法令等 の違反がないこと、介護保険施設等の整備事業者の選考取消等を受けたことがないこと、又は法人の 運営において重大な法令等の違反がないこと。
- (9) 過去2年の間に、神戸市の介護保険施設等の整備事業者に応募し、仮決定もしくは指定候補事業者として採択された後に辞退をしたことがないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び代表者がその構成員でないこと又はそれらの利益となる活動を行なう者でないこと。

## 介護保険施設等;

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護型ケアハウス、介護付有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

## 3 募集内容《募集数:(1)(2)をあわせて200床程度》

(1) 新設

## 規模要件

1 施設の総定員は、一般居室と介護居室を合わせ 100 人以下とすること。この場合、介護居室の定員は 70 人以下であること。

介護居室のみで構成される施設にあっては、1施設の総定員は70人以下であること。

## (2) 增床等

区分	規模要件			
延床面積の変更を	次のいずれにも該当すること。			
伴う増築、建替え	① 増床又は転換後の1施設の総定員は、一般居室と介護居室を合わせ100人			
等の増床又は住宅	以下であること。			
型からの転換	② 新たに増床、転換する介護居室の定員は、70人以下であること。			
(既設のサービス	③ 現入居者にとって不利な条件とならないこと。(例:入居費用の増加、居			
付き高齢者向け住	室面積や食堂、機能訓練室等の共用部分の縮小等)			
宅の場合はこちら	④ 施設全体が「(一般型)特定施設入居者生活介護」の指定を受けることが			
に該当します。)	できる設備・構造を有すること。			
	⑤ 居室の変更を伴う場合、当該入居者から確実に同意を取れること。			
	⑥ 介護サービス情報が公開されている、第三者評価を受けている等により、			
	施設の運営状況が概ね良好である事が確認できること。			
延床面積の変更を	次のいずれにも該当すること。			
伴わない介護居室	① 居室への転換後も、従前の機能が他の場所で確保されていること。			
への改築 (増床)	② 介護サービス情報が公開されている、第三者評価を受けている等により、			
	施設の運営状況が概ね良好である事が確認できること。			
	③ 現入居者にとって不利な条件とならないこと。(例:入居費用の増加、居			
	室面積や食堂、機能訓練室等の共用部分の縮小等)			
	④ 入居率が 90%以上であり(平成 26 年~平成 28 年の定期報告時点での平均)			
	かつ直近において満床に近い状況であること。			
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	施設の運営状況が概ね良好である事が確認できること。  ③ 現入居者にとって不利な条件とならないこと。(例:入居費用の増加、居室面積や食堂、機能訓練室等の共用部分の縮小等)  ④ 入居率が90%以上であり(平成26年~平成28年の定期報告時点での平均)			

- ※ 住宅型有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅からの施設の一部分のみを活用 する応募は認めません。
- ※ 介護居室及び一般居室は、個室(夫婦部屋を含む)とすること。
- ※ 神戸市では、この事業者募集に応募いただき選考された場合のみサービス付き高齢者向け住 宅が特定施設入居者生活介護の指定を受けることができます。

## 4 応募の流れ

(1) 募集要項配布期間

平成28年10月7日(金)から平成28年11月30日(水)

(2) 応募書類提出期間

平成28年11月18日(金)から平成28年11月30日(水)

受付時間は、期間中の午前9時~午後5時までとし閉庁日は除きます。

提出日・時間を必ず電話で予約のうえ、事業内容が説明できる方が持参してください。

提出期間を過ぎた場合は、受付できませんのでご注意ください。なお、選考基準及び評価に関する ご質問にはお答えしません。

#### (3) ヒアリング

応募書類提出後、その内容について後日ヒアリングを行う予定です。(日程は改めてご連絡いたします。) 応募者の社員、職員等であって事業内容を説明できる方がお越しください。

- (4) 提出された応募書類及びヒアリング内容を審査し、学識経験者等の意見を聴いたうえで、平成29 年3月下旬頃に選考結果を通知する予定にしています。ただし、時期が遅れる場合がありますので、 予めご了承ください。
- (5) 選考された事業者は指定候補事業者となります。
- (6) 指定候補事業者となった後は、選考された法人名、整備予定地、連絡先等を神戸市ホームページに公表します。
- (7) 開設の約2か月前までに神戸市介護指導課に指定申請をしていただくこととなりますが、その際に、指定基準を満たしていない場合は、当該選考結果に関わらず事業所として指定が行えませんのでご留意ください。
  - ※ 選考の結果「該当なし」とする場合があります。また、選考期間中に「2. 応募資格」の各要件を満たさなくなった場合は選考の対象となりません。
  - ※ 選考理由・結果に対する問い合わせ、異議等については応じません。
  - ※ 選考にあたり、主な選考評価項目は「12. 評価の着眼点」のとおりです。
  - ※ 法令等に違反する事項が含まれる計画であること、虚偽の内容である計画であることが判明すれば、当該事業者を失格とする場合があります。

#### 5 整備予定地について

- (1) 応募の段階では、整備予定地について購入等により、あらかじめ確保しておく必要はありませんが、用地確保が確実に見込めることが必要です。(売買予約契約書等により、整備予定地が確保されているかどうかを確認します。)
- (2) 整備用地を借地又は地上権の設定により確保する場合は、借地権又は地上権を設定することが必要ですが、応募の段階では地主の同意書等の添付で結構です。
- (3) 整備用地は、確実に施設整備が可能であることが必要です。市街化調整区域等、土地利用や建築行為に規制がかかる地区における計画については、事前に許認可権を有する所管課と調整を行ったうえで応募してください。
- (4) 応募する法人自らが土地・建物を所有することが望ましいですが、土地・建物のいずれか、又は 両方を他者から賃借等して設置運営する場合にあっては、当該物件を長期・安定的に使用できるよ うな借地・借家契約内容であることが必要です。
- (5) 建設予定地(又は建物)に、介護付有料老人ホーム事業を制限するおそれのある権利が設定 されていないことが必要です(当該事業以外の目的による抵当権等の設定など)。設定されて いる場合、抹消することが覚書、確約書、予約契約書等で確認できるようにしてください。
- (6) 応募対象施設は災害時要援護者関連施設にあたるため、土砂災害や浸水被害の対策に留意し、 計画をしてください。

## 6. 医療関係団体、地域住民等への情報提供について

- (1) 関係団体に対して情報提供や協議を行う際には、計画案を十分に検討したうえで行うようにしてください。
- (2) 応募事業者は、整備等を行おうとする行政区の区医師会等の医療関係団体及び協力(予定)医療機関、協力(予定)歯科医療機関と、運営協力について協議を行うように努めることが必要です。 また、協議内容を別紙13に記録し提出してください。
- (3) 応募事業者は、整備を行おうとする地域の住民等へ、応募計画について情報提供のうえ応募してください。
  - ① 情報提供すべき対象・範囲については、地域の状況を考慮し応募事業者において検討してください。
  - ② 情報提供した範囲、方法、使用した資料、地域からの意見について別紙 13 に記録し、提出してください。
  - ※ 「情報提供」とは、計画案について応募前に伝達することであり、合意を得ることまで求めるものではありません。ただし、地域の意見については十分に斟酌したうえで、応募意志を決定し、計画案を練るように努めてください。
  - ※ 指定候補事業者となった後は、事業者の責任において、地域の住民等へ計画案について十分に説明する機会を設けるとともに、意見や要望等に対しても、事業者の責任において誠意をもって対応するようにしてください。

## 7. 応募書類として提出する書類等について

- (1) 平成28年度に介護付有料老人ホームの整備を行う事業者の応募について
- (2) 添付書類
- ※ 応募書類は CD-R 等の電子媒体によるデータの提出と正本、副本の合計 2 部をご提出ください。
- ※ 応募書類チェックリストの「応募書類作成上の注意」をご参照ください。
- ※ データの提出の内容と、正本の内容に相違がある場合は、正本の内容を優先させていただきます。
- ※ 平成28年11月30日午後5時以降は、本市が必要に応じて提出を求める書類以外の書類の提出は認めません。ただし、提出期限日以降に各種法令及び条例等の改正などによって事業計画を変更する必要がある場合は、速やかに高齢福祉課へお知らせください。
- ※ 応募書類に不備等がある場合、関連する項目について評価が低くなる、若しくは評価ができない ことがあります。
- ※ 応募書類の様式は、「神戸ケアネット」の「臨時のお知らせ」からダウンロードできます。 http://www.city.kobe.lg.jp/life/support/carenet/index.html
- ※ 提出された資料、データは原則として返却しません。また、資料等の作成に伴う費用、応募 に関する費用は全額事業者負担になります。
- ※ 提出された資料、データについては、指定候補事業者に決定した時点で神戸市情報公開条例 第10条の規定に基づく情報公開の対象となります。

### 8. 財源の確保等について

- (1) 施設整備等の事業計画に関して必要な財源を確保してください。
  - ① 施設整備に係る自己資金は、施設整備費の2割以上を有することが望ましい。
  - ※ 施設整備費:設計監理費、建設費及び初年度設備費

- ② 開設当初の運営資金に係る自己資金は、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有することが望ましい。
- ※ 自己資金には、借入金によって調達される資金は含みません。
- (2) 施設の安定した運営が見込まれることが必要です。施設の収支見込、建設時借入金の償還財源などを適切に見込んでください。
- (3) 入所者が負担する家賃等の考え方について、算定の根拠を示してください。なお、家賃等は市内の近傍同種施設と比較し、適切な設定とするなど、入居者の負担に配慮し設定してください。
- (4) 今回募集する施設については、施設整備に対する補助金、金融機関等の借入金に対する補助金等は予定しておりませんので、あらかじめご了承ください。

### 9. 留意事項

- (1)「老人福祉法」、「介護保険法」、「社会福祉法」、「都市計画法」、「建築基準法」、「消防法」、「土壌汚染対策法」等の法令、人員、設備及び運営等に関する基準等(※)及び「神戸市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針」を遵守した計画としてください。
  - ※ 人員、設備及び運営等に関する基準等については、国の定める厚生労働省令のほか、神戸市の条 例があります。以下のホームページで確認いただけます。

http://www.city.kobe.lg.jp/life/support/carenet/kiteiyoushiki/kijunjorei.html

- (2) 「神戸市高齢者保健福祉計画」や「神戸市介護保険事業計画」、「神戸市地域防災計画」等の関連する市の計画についても配慮し、その趣旨について事業計画に反映してください。
- (3) 整備事業の実施にあたり法令等に違反した場合、本市の指示・指導に従わない場合には、指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。
- (4) 指定候補事業者に決定後、申込書類の内容に虚偽があることが判明した場合、又は本市に書面の 提出を行うことなく併設事業の変更・廃止を行った場合は、指定候補事業者の決定を取り消すことが あります。
- (5) 応募にあたっては、十分に計画の精査を行ったうえで、実現可能なものとしてください。原則として、指定候補事業者決定後の計画変更、特に利用者負担増にかかる変更は認めません。
- (6) 正当な理由により、指定候補事業者決定後に計画を変更する必要が生じた場合には、事前に本市 に変更内容や理由を記した書面を提出のうえ、本市の判断・指示に従ってください。書面の提出を行 わず、または、本市の指示に従うことなく計画を変更した場合は、指定候補事業者の決定を取り消す ことがあります。
- (7) 平成29年度内に工事着工できない場合または平成30年度内に整備できない場合は指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。ただし、正当な理由があり、高齢福祉課との事前の協議を経て承認を得たものについてはこの限りではありません。
- (8) 応募にあたっては、計画について十分精査し、法人内ならびに地主等関係者間等で計画遂行に向けた意思統一を図る等、確実に計画を実現できる見込みを持って応募することとし、指定候補事業者決定後に辞退することのないようにしてください。万が一、指定候補事業者決定後に辞退をした場合、2年間応募資格が停止となり、その後3年間応募時の評価が低くなりますのでご留意ください。
- (9) 選考後、事業の進捗状況について月次報告をしてください。

## 10. その他

(1) 市内の施設整備状況等については、神戸市ホームページ中「神戸ケアネット」から「介護保険お役立ち情報」の「神戸市内の介護サービス施設一覧」を選択、「日常生活圏域事業所一覧」に掲

載されていますので参考にしてください。

- (2) 地域密着型サービスの指定は、現在のところ4月1日、7月1日、10月1日、1月1日となっておりますので注意してください。なお、指定に当たっては、指定前々月の1日から 20日の間に、指定に関する申請を、高齢福祉部介護指導課宛に行う必要があります。
- (3) 事業計画における消費税率については、8%として計画して下さい。

## 11. 介護付有料老人ホームについての詳細要件

以下の法令等やその他関係法令・通知を遵守してください。

- 神戸市有料老人ホーム設置運営指導指針・神戸市有料老人ホーム設置指導要綱
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- 神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準を定める条例

神戸市ホームページ「神戸市の規定・様式類」において公開しておりますので、併せてご利用ください。 (http://www.city.kobe.lg.jp/life/support/carenet/kiteiyoushiki/index.html)

なお、サービス付き高齢者向け住宅の場合は、高齢者の居住の安定確保に関する法律、その他関係法令 を遵守してください。

## 12. 評価の着眼点

本要項末尾(12ページ~)の「別添2 介護付有料老人ホームの評価の着眼点」に掲載します。

## 13. 提出場所(問い合わせ先)

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市保健福祉局高齢福祉部高齢福祉課施設整備係

神戸市役所 1 号館 4 階 連絡先 TEL(078) - 322 - 5226 FAX(078) - 322 - 6046

# 別添 1

# 添付書類チェックリスト

番 号	添付書類	チェック欄	備考
有料	老人ホーム設置計画事前申出書		神戸市有料老人ホーム設置指導要綱様式第1号(第5条第1項)
	28 年度介護付有料老人ホーム事業者募集へのこついて		
Α.	事業計画書他		
1	施設整備 趣意書		別紙1-1 ※他の様式 (Excel) とは別にWordファイル にて配布していますので、提出漏れにご注意 ください
2	有料老人ホームの設置が神戸市の保険財政 に与える影響評価		別紙1-2
3	介護付有料老人ホーム事業計画書		別紙 2
4	人員計画書		別紙3-1
5	直接処遇職員及び入所者受入計画		別紙3-2、3-3
6	研修計画書		別紙3-4
7	施設整備資金計画書		別紙4
8	事業収支計画書		別紙 5
9	入居前払金・利用料等の金額および算定根拠 について		別紙6 (体験入居を行う場合は、その積算根 拠についても任意様式で提出が必要)
10	重要事項説明書及び介護サービス一覧表		神戸市有料老人ホーム設置運営指導指針 別表6に定める様式に準拠したもの
В.	法人に関する書類		
11	法人調書		別紙 7
12	事業実施状況および職員入退職一覧表		別紙8
13	理事長(予定者)の履歴書		別紙 9
14	施設長予定者の履歴書		別紙 9
15	生活相談員予定者の履歴書		別紙 9
16	法人登記簿 (原本)		
17	法人の定款		
18	法人の過去3年間の貸借対照表		

19	法人	の過去3年間の収支計算書		
20	決算位	値等入力シート		別紙 10-1 (社会福祉法人用) 別紙 10-2 (社会福祉法人以外の法人用) ※いずれかを提出
21	法人	の事業報告書(直近年度分)		
22	法人	の事業計画書(今年度分)		
23	過去	3年間の監査指導の指摘事項		
24	1	上記指摘事項に係る改善状況		
C.	施設	建設に関すること		
25	位置	$\mathbb{Z}$		
26	施設	配置図		
	各階平面図			基準で定めのある面積、幅等について明記するこ と
21   22   23   24   25   26   27   28   29   30   29   30   31   32   33   34   35   36   36   36   36   36   36   36		施設全体の計画コンセプト		任意様式
		日常の利便性、快適性、避難計画等		任意様式
28	共同	生活室の家具等配置後のレイアウト図		ユニットの構造が異なる場合は全てのユニット分 提出のこと
29	立面図			
30	部屋別面積表			
D.	建設	用地に関すること		
31	土地登記簿謄本(原本)			
32	土地調書			別紙 11
33	地積	地積測量図		
34	用地	用地の現況写真、写真方向図		
35	用途:	地域を示した図		ゆーまっぷ
36	計画:	地周辺のハザードマップの写し		
37	建設	用地売買(賃貸借)覚書等(写)		
38	1	土地所有者の印鑑証明書(原本)		
Ε.	当初	資金について		

39	法人出資者の状況表	任意様式
40	法人自己資金預金残高証明書 (原本)	
F.	借入金について	
41	借入償還計画書 (福祉医療機構、銀行、贈与等)	別紙 12-1、別紙 12-2
G.	その他	
42	医師会関係、地元関係等との協議内容	別紙 13
43	協力病院・歯科医の確保が見込まれることが 分かる書類	任意様式
44	計画地周辺の状況について	任意様式
45	事業スケジュール表	任意様式
46	増床等(増築、改築、住宅型等からの転換) についての説明状況等報告書	増床等の応募についてのみ必要 別紙 14

### ※資料作成上の注意

47

(1) データの提出方法

CD-R等の提出資料データ

① 提出資料のデータのファイル形式は、Word、Excel、PDF のいずれかの形式で、CD-R 等の電子媒体に書き込んだものを提出すること。ただし、A-1 (別紙 1-1) については Word 形式で、B-20 (別紙 10-1) または別紙 10-2) については Excel 形式で提出すること。

- ② 別紙  $1 \sim 14$  以外の資料の各ファイル名は、チェックリストの番号、添付書類名を記載すること。 (例 A-9 居住費等積算表. pdf)
- (2) 正本の提出方法
  - ① (1)のデータをA4サイズで印刷し、フラットファイルに綴じて正本 1 部提出すること。 A-1 (別紙 1-1) については、A3 横サイズで印刷すること。 (ただし、原本の提出を求めている資料 (B-16 など) については、原本を提出すること)
  - ② 「平成28年度に介護付有料老人ホームの整備を行う事業者の応募について」には、押印が必要です。

A4サイズより大きい資料は、製本しやすいように折り畳んで提出すること。

A4サイズより小さい資料は、A4の台紙に添付して提出すること。

番号順にインデックスを付すこと。(書類不要の場合もインデックスを付すこと)

(3) 複数種別の施設にまたがった事業計画を応募する場合は、個別の事業について算定根拠や収支計画等を積み上げ、No.3~9、14 について個々の事業種別ごとの資料および事業計画全体に係る資料をそれぞれ作成すること。

収支の内容等で按分の必要があるものについては、按分の根拠を明確にし、資料として添付すること。

また、「C.施設整備に関すること」について事業種別ごとの区分を明示すること。

(4) 詳細要件や応募内容を補完するための追加資料は最小限の範囲で添付して構いません。 ただしこの場合には、追加資料リストを添付するとともに提出時に内容をご説明ください。

- (5) 添付書類で(原本)とされているものについては、(写)では不可であること。
- (6) 添付書類で(写)とされているものについては、原本証明すること。

(例) この写しは原本と相違ありません。 平成 年 月 日 法人名 〇 〇 〇 〇 代表者名 □□ □□ 実印

- (7) 残高証明書の証明日は提出期間内の日付とし、複数の場合は、証明日を統一すること。
- (8) No.7 については、総事業費に対する資金計画書に加え、事業種別ごとの資金計画書を提出すること。
- (9) No.8 については、併設事業を含む全体の収支計画書に加え、事業種別ごとの収支計画書を提出すること。

収入・支出の各項目の積算内容が確認できる資料を添付すること。

職員配置予定及び給与額、職員シフト表についても提出すること。

(介護居室をすべて個室とし、介護居室の入居者 10 人程度ごとに、簡単な調理、食事談話などを通じて交流が図られるよう共用スペースを設け、少人数単位での介護(いわゆるユニットケア)を実施する場合は、ユニットごとのシフト表を提出すること)

- (10) No.9 については、居室と共同生活室にかかる建設費用や光熱水費、器具備品費、修繕費用等が対象となりますが、算定根拠を明確に示して下さい。また、前払金については、想定居住期間等をはじめ算定根拠を明示するとともに、予定している保全措置についても記入すること。
- (11) No.11 については、高齢者事業のほか、介護保険事業、社会福祉事業について記入すること。
- (12) No.25 について、最寄駅・バス停からの主要経路を明記するとともに、医療機関、都市公園、公共施設その他の利便施設の位置、名称を付記すること。
- (13) No.26 については敷地の接道状況(公私道の別、道路幅員、接道辺長)を付記すること。
- (14) №27 については各階平面図について浴槽やベッド、洗面台のレイアウトを明示すること。
- (15) No.27 については、各階平面図の他、①施設全体の計画コンセプトについて(任意様式)および② 日常の利便性、快適性、避難計画等についてどのように配慮しているか(任意様式)を別紙にて 提出すること。
- (16) No.27 については、指針で示している施設、設備の項目についての整備予定を記載した一覧を添付すること。
- (17) 介護専用型以外の有料老人ホームの場合、No27 については介護居室、一般居室の区分けを明確に すること。
- (18) No.27 については、併設する事業が有る場合、本体事業と併設事業のそれぞれの区画を色分けする など等、わかりやすく明記すること。
- (19) No.27 について、増床等の場合は、変更する居室等について朱線で明記すること。
- (20) No.28 については、全員が一同に会して食事ができると共に、二方向に車椅子が通行できるスペースを確保したものとする。(辺長等、寸法記入)
- (21) No.35 については、建設予定地の都市計画・地区計画・建築協定・地元まちづくりの状況等がある場合、その状況が分かる書類の提出が必要です。
- (22) No.36 については、土砂災害・河川はん濫・津波等の各種災害危険箇所の種類に応じ、複数枚となっても差し支えないので、漏れがないようにすること。
- (23) No.44 については、工事施行にあたっての道路状況や通行(人)状況、地元の同意見込みや、圏域内の高齢者数、地域活動の状況や課題等について作成すること。

- (24) No.46 については、入居者および入居者家族等への増床等計画の説明について、説明の相手方、説明状況(日時、場所、説明要旨、意見等)がわかる資料を作成し添付すること。
- (25) No.46 については、増床等計画における工事期間中の既存入居者の居室やサービスの確保について 資料を作成し、添付すること。
- (26) その他、本市が必要とする書類を求めることがあります。

別添2 介護付有料老人ホームの評価の着眼点

	評価項目		評価の着眼点	
		1. 運営理念	<ul> <li>事業についての趣意・方針が明確であり具体的である。</li> <li>予定地選定の理由が明確であり合理的である。</li> <li>利用者の生活支援について創意工夫・具体的方策があり妥当である。</li> <li>施設運営課題解決について創意工夫・具体的方策があり妥当である。</li> <li>地域の課題について研究、認識しており、施設が果たす役割について具体的かつ適切に想定している。</li> </ul>	
I	運営計画	2. 人員体制	<ul> <li>事業開設前後に必要な研修の(虐待の防止に係る研修を含む)内容・時期が具体的に計画されている。</li> <li>個々の職員の研修効果を測定し、業務に反映できる仕組みを持っている。</li> <li>業務改善活動等について効果測定し評価し、改善につなげる仕組みを持っている。</li> <li>人材確保に向けた具体的な計画を持っている。</li> <li>介護職員や看護職員等について基準を満たした人員配置となっている。</li> <li>介護職員のうち介護福祉士の占める割合が常勤換算で50%以上であり、確保の見込みが適切である。</li> <li>看護・介護職員のうち常勤職員の占める割合が常勤換算で75%以上であり、配置計画が適切である。</li> <li>常勤換算で介護職員数(A)に対して看護職員数(B)の割合(B/A)が15%以上である。</li> <li>利用者受け入れ計画が適切である。</li> </ul>	15
		3. 医療機関との連携	<ul><li>協力医療機関について計画地の行政区の医師会や協力医療機関となる医療機関と、適切に協議を行っている。</li><li>協力歯科医療機関について計画地の行政区の歯科医師会や協力歯科医療機関となる歯科医療機関と、適切に協議を行っている。</li></ul>	
	運営実績	1. 法人の 運営実績	<ul><li>設置主体である法人の所在地が神戸市もしくは兵庫県にある。</li><li>同種の事業所を運営する実績がある。</li><li>既存の同種事業について第三者評価を受けている。または、公益社団法人全国有料老人ホーム協会もしくは一般社団法人全国特定施設事業者協議会の会員である。</li></ul>	
П		<ol> <li>施設長の事業経験</li> <li>生活相談</li> </ol>	<ul> <li>管理者予定者に同種施設での勤務経験がある。</li> <li>管理者予定者に同種施設での施設長経験がある。</li> <li>管理者予定者は社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当するもの、介護支援専門員または介護福祉士である。</li> <li>生活相談員予定者に同種施設での勤務経験がある。</li> </ul>	24
		員の事業経験	<ul><li>生活相談員予定者に同種施設での生活相談員経験がある。</li><li>生活相談員予定者が生活相談員の資格要件を満たしている。</li></ul>	
Ш	施設	1. 地域との 関係	● 近隣住民、自治会等へ適切に情報提供を行っている。	16

V	施設計画		V "Jo	
		2. 安全対策	<ul><li>感染症発生の防止、蔓延の防止について設計上の配慮があり適切である。</li><li>緊急時の2方向避難をはじめ、災害時の要援護者対応について配慮されている。</li></ul>	
		1. 建築計画	<ul> <li>映されている。</li> <li>居室、共同生活室、廊下等の形状・広さ・配置が適切であり、利用者の居住環境に配慮されている。</li> <li>地域交流スペースを適切に確保している。</li> <li>利用者が利用できる屋外空間を適切に確保している。</li> <li>居室の間口にゆとりがある。</li> <li>汚物処理の動線、食事提供の動線が区分されている。また、施設全体として動線が機能的であり、職員の働きやすさへの配慮がある。</li> <li>介護に配慮した浴室、浴槽等を適切に配置している。</li> <li>施設行事の備品や介護用品等を収納できる倉庫を適切に確保している。</li> <li>介護職員の事務スペース、休憩スペースが適切に確保されている。</li> <li>無理のない整備スケジュールになっている。</li> <li>駐車スペース、送迎用の一時駐車スペースが適切に確保されている。</li> </ul>	25
		担	水準以下である。  ● 施設全体の設計コンセプトが明瞭かつ望ましいものであり、建物プランに反	
IV	資金計画	1. 資金計画 2. 利用者負	<ul> <li>法人の財務状況が適切である。</li> <li>収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。</li> <li>施設整備に係る自己資金について、施設整備費の2割以上を有している。</li> <li>開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有している。</li> <li>家賃相当額、前払い金、食費、管理費、手厚い介護費の合計金額が一定の</li> </ul>	20
		所有形態 4. 交通 利便性	<ul><li>駅又はバスが一定距離内にあり、利便性が確保されている。</li></ul>	-
	地	3. 土地•建物	<ul><li>計画地は同種事業所が未整備の日常生活圏域である。</li><li>土地・建物について確実に使用できる見込みがあり、書面により確認できる。</li></ul>	
	꺆	2. 計画地	● 計画地において高い整備効果を見込める。	

- ※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。
- ※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない場合があります。
- ※ 医療関係団体及び地域の住民等への情報提供・打合せ記録の提出がない場合、並びに添付書類 A-3「事業計画書」における関係機関との調整・協議の記録の添付がない場合は、評価が低くなる、若しくは評価できないことがあります。